



金沢市公報

号外第29号の3

平成19年(2007年)9月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市公金取扱金融機関事務取扱規程の一部 改正について (会 計 課) 6
○金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (総 務 課)	1	●告 示
○政治倫理の確立のための金沢市長の資産等の 公開に関する条例施行規則の一部を改正する 規則 (〃)	2	○平成11年告示第244号(個人演説会等の施設 の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用 の額について)の一部改正について (国際文化課) 6
○金沢市職員就業規則等の特例に関する規則の 一部を改正する規則 (職 員 課)	3	●教育委員会規則
○金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正 する規則 (〃)	3	○金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正す る規則 (教育総務課) 7
○金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例 施行規則の一部を改正する規則 (〃)	4	○金沢市公民館運営規則等の一部を改正する等 の規則 (生涯学習課) 8
○金沢市職員退職給与金条例施行規則等の一部 を改正する規則 (〃)	4	●教育委員会訓令甲
○金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課)	4	○教育委員会事務局の職員の勤務時間に関す る規程の一部改正について (教育総務課) 13
○金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部 を改正する規則 (中央卸売市場)	5	●公営企業管理規程
○金沢市開発登録簿閲覧規則等の一部を改正す る規則 (建築指導課)	5	○金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部 を改正する規程 (企業総務課) 13
●訓令甲		○金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する 規程 (〃) 14
○職員の勤務時間に関する規程等の特例に関す る規程の一部改正について (職 員 課)	6	○金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規 則の一部を改正する規程 (〃) 14

規 則

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第70号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1 組織及び人事管理の表の備考第1項中「放牧場長」を削る。

別表第2 総務局の表税務課の項中

「	5	市税に係る郵便振替口座の振込金の処 理			○		を
---	---	------------------------	--	--	---	--	---

「(注) 普通貯金を除く。

・郵便貯金

郵便貯金の総額 円 を「(注) 普通貯金を除く。」に、

(注) 通常郵便貯金を除く。」

「5 金銭信託

元本の総額 円 を「5 有価証券」に、

6 有価証券 』

「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額(金銭信託については、元本の総額)を」に、「7 自動車」を「6 自動車」に、「8 ゴルフ場」を「7 ゴルフ場」に、「9 貸付金」を「8 貸付金」に、「10 借入金」を「9 借入金」に改める。

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定(「資本」を「資本金」に改める部分に限る。)は公布の日から、様式第1号及び様式第2号の改正規定(郵便貯金に係る部分に限る。)は同年10月1日から施行する。

金沢市職員就業規則等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第72号

金沢市職員就業規則等の特例に関する規則の一部を改正する規則

金沢市職員就業規則等の特例に関する規則(昭和47年規則第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の特例に関する規則

第2条及び第3条を削る。

第1条の条名を削り、第1項に項番号を付し、同項中「就業時間」の次に「及び休憩時間」を、「及び」の次に「第43条第1項並びに」を加え、「午前9時から午後5時45分まで」を「就業時間にあつては午前9時から午後6時までと、休憩時間にあつては正午から午後1時まで」に改め、第2項中「前項」を「前2項」に改め、「就業時間」の次に「及び休憩時間」を加え、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 特別の事情がある職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の就業時間及び休憩時間については、前項の規定にかかわらず、就業時間にあつては午前9時から午後5時45分までと、休憩時間にあつては正午から午後零時45分までとすることができる。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第73号

金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市職員等旅費条例施行規則(昭和25年規則第45号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を次のように改める。

(3) 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

第4条第2項中「前項」を「前項第1号又は第2号」に、「同項」を「当該各号」に、「地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明を資料とする」を「前項第3号の規定に準じて計算することができる」に改める。

第5条第1項中「郵便線路図に掲げる市町村(都については、各特別区)内における郵便局で」を「その証明の基

準となる点で」に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第74号

金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和32年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第36条各号列記以外の部分中「金融機関」の次に「（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行を除く。）」を加え、同条第2号中「（郵便局を除く。）」を削る。

第39条の次に次の1条を加える。

（返還金債権への充当を行うことができる場合）

第39条の2 条例第10条の3の規定による退職年金等の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権（以下「返還金債権」という。）への充当は、退職年金等の受給権者が、同一支給事由に基づく他の退職年金等の受給権者の死亡に伴う当該退職年金等の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるときに行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第36条の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

金沢市職員退職給与金条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第75号

金沢市職員退職給与金条例施行規則等の一部を改正する規則

（金沢市職員退職給与金条例施行規則の一部改正）

第1条 金沢市職員退職給与金条例施行規則（昭和34年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第18条各号列記以外の部分中「金融機関」の次に「（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行を除く。）」を加え、同条第2号中「（郵便局を除く。）」を削る。

（金沢市国民健康保険条例施行規則の一部改正）

第2条 金沢市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第18号様式中「郵便為替」を「為替証書」に改める。

（金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成12年規則第95号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「年金資金運用基金 日本郵政公社」を「年金資金運用基金」に改める。

（金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則（平成12年規則第97号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「年金資金運用基金 日本郵政公社」を「年金資金運用基金」に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第76号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第57条第1項第2号中「観光会館」を「金沢歌劇座」に改め、「長町研修館」を削る。

第70条第13号中「日本郵政公社」を「郵政民営化法（平成17年法律第97号）第6条第3項に規定する承継会社」に改める。

第89条第1項中「郵便局」を「郵政民営化法第94条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）」に改める。

附則第11項中「郵便振替」を「郵便貯金銀行が行う振替」に改める。

附則第12項中「郵便振替の」を削り、同項の表中「自動払込みの取扱いに関する省令（昭和57年郵政省令第6号）第1条に規定する自動払込み」を「払込人名義の通常貯金の預り金を自動的に継続して振替口座に振り替えてする払込み」に改める。

別表第1甲表中「長町研修館」を削る。

別表第4中

産業局	放牧場	農業総務課長	場長	を
市民局	市民センター	市民課長	所長	
市民局	市民センター	市民課長	所長	に、
長町研修館	キゴ山ふれあいの里	館長		を
		館長		
キゴ山ふれあいの里	館長		に	

改める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定（放牧場に係る部分に限る。）は、同年12月1日から施行する。

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第77号

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則（平成12年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第7条中「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

金沢市開発登録簿閲覧規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第78号

金沢市開発登録簿閲覧規則等の一部を改正する規則

（金沢市開発登録簿閲覧規則の一部改正）

第1条 金沢市開発登録簿閲覧規則（昭和45年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 閲覧時間 午前9時から午後6時まで

(金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則の一部改正)

第2条 金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則(昭和45年規則第53号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 閲覧時間 午前9時から午後6時まで

(地価公示台帳の閲覧に関する規則の一部改正)

第3条 地価公示台帳の閲覧に関する規則(昭和48年規則第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「午後5時30分」を「午後6時」に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第7号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程(昭和47年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

平成19年9月28日

金沢市長 山 出 保

第1項中「別表によるものとする」を「次の表に定めるところによる」に改め、同項に次の表を加える。

勤務割振り	勤務時間	休憩時間
月曜日から金曜日まで	午前9時から午後6時まで	正午から午後1時まで

第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 特別の事情がある職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務時間及び休憩時間については、前項の規定にかかわらず、勤務時間にあつては午前9時から午後5時45分までと、休憩時間にあつては正午から午後零時45分までとすることができる。

別表を削る。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第8号

庁 中 一 般

金沢市公金取扱金融機関事務取扱規程(昭和39年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

平成19年9月28日

金沢市長 山 出 保

第15条第2項ただし書中「郵便振替貯金、郵便為替」を「郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する振替払出証書又は為替証書の送付」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第245号

平成11年告示第244号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部を次のように改正する。

平成19年9月28日

金沢市長 山 出 保

表中「金沢市観光会館」を「金沢歌劇座」に改める。

教育委員会規則

金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第11号

金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

(金沢市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会公印規則(昭和27年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号を第19号とする。

別表金沢市長町研修館長印の項を削る。

(金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第2条 金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「、長町研修館長」を削る。

別表第2中

6	長町研修館の使用承認等		○		を
7	キゴ山ふれあいの里の使用承認等		○		
8	キゴ山少年自然の家の使用承認等		○		
9	キゴ山天体観察センターの使用承認等		○		
10	キゴ山自然学習館の使用承認等		○		

6	キゴ山ふれあいの里の使用承認等		○		に
7	キゴ山少年自然の家の使用承認等		○		
8	キゴ山天体観察センターの使用承認等		○		
9	キゴ山自然学習館の使用承認等		○		

改め、同表の備考第2項中「、長町研修館長」を削る。

(金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正)

第3条 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成13年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

	中央公民館 長町研修館				を

	中央公民館				に

改める。

第4条の表中

中央公民館	1 成人教養講座の開催に関する事項 2 高齢者教育に関する事項 3 中央公民館の管理運営に関する事項	を
長町研修館	1 市民のための研修会、講習会等の開催に関する事項 2 長町研修館の管理運営に関する事項	

中央公民館	1 成人教養講座の開催に関する事項
	2 高齢者教育に関する事項
	3 中央公民館の管理運営に関する事項

改める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

金沢市公民館運営規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成19年9月28日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第12号

金沢市公民館運営規則等の一部を改正する等の規則

(金沢市公民館運営規則の一部改正)

第1条 金沢市公民館運営規則(昭和29年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第14条第3項の規定による申出」を「第14条第4項の規定による申出(地区公民館に係る申出に限る。)」に改め、同条第2項中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改める。

(金沢市中央公民館使用料条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市中央公民館使用料条例施行規則(昭和38年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を次のように改める。

ただし、松声庵に係る使用申請書の受付期間は、使用日の6箇月前の日の属する月の初日から使用日の1週間前の日までとする。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、同項の受付期間を変更することができる。

第2条の3第1項中「公民館を」を「公民館(松声庵を除く。以下この条において同じ。)を」に改める。

第1号様式中

本 多 町 館	第1学習室				
	第2学習室				
	第1会議室				
	第2会議室				
	大集会室				

長 町 館	第1学習室				
	第2学習室				
	第3学習室				
	第4学習室				
	第5学習室				
	和室				
	第1会議室				
	第2会議室				
	第1集会室				
	第2集会室				
	料理実習室				
	視聴覚室				
	音楽室				
美術工作室					

ブレイルーム				
--------	--	--	--	--

改め、同様式を同様式その1とし、同様式に次のように加える。

その2

金沢市中央公民館使用申請書（松声庵用）

年 月 日

（あて先）金沢市教育委員会

申請者 住 所
 団体名
 氏 名

松声庵を使用したいので、次のとおり申請します。

行 事 の 名 称					
行 事 内 容					
使 用 日 時		年 月 日 午前・後 時 分から午前・後 時 分まで			
使 用 施 設		使用時間区分		使 用 人 員	人
		午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から5時まで）		
全 室				備考	
区分して使用する場合	茶 室				
	第1和室				
	第2和室				
	第3和室				

第2号様式中

本 多 町 館	第1学習室				
	第2学習室				
	第1会議室				
	第2会議室				
	大集会室				

長 町 館	第1学習室				
	第2学習室				
	第3学習室				
	第4学習室				
	第5学習室				
	和 室				
	第1会議室				
	第2会議室				
	第1集会室				
	第2集会室				
	料理実習室				
	視聴覚室				
	音楽室				
	美術工作室				
ブレイルーム					

改め、同様式を同様式その1とし、同様式に次のように加える。

その2

年 月 日

金沢市中央公民館使用承認書（松声庵用）

住 所
 団体名
 氏 名

様

金沢市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった松声庵の使用について、次のとおり承認します。

行 事 の 名 称					
行 事 内 容					
使 用 日 時		年 月 日 午前・後 時 分から午前・後 時 分まで			
使 用 施 設		使用時間区分		使 用 人 員	人
		午前（午前9時から 正午まで）	午後（午後1時から 5時まで）		
全 室				条件	
区分して 使用する 場合	茶 室				
	第1和室				
	第2和室				
	第3和室				

第4号様式中

「
 （あて先）金沢市教育委員会
 住 所
 団体名
 氏 名
 を
 」

「
 （あて先）金沢市教育委員会
 申請者 住 所
 団体名
 氏 名
 に、
 」

「

本 多 町 館	第1学習室					本 多 町 館	第1学習室				
	第2学習室						第2学習室				
	第1会議室						第1会議室				
	第2会議室						第2会議室				
	大集会室						大集会室				

を
 」

長 町 館	第1学習室					長 町 館	第1学習室				
	第2学習室						第2学習室				
	第3学習室						第3学習室				
	第4学習室						第4学習室				
	第5学習室						第5学習室				
	和室						和室				
	第1会議室						第1会議室				
	第2会議室						第2会議室				
	第1集会室						第1集会室				
	第2集会室						第2集会室				
	料理実習室						料理実習室				
	視聴覚室						視聴覚室				
	音楽室						音楽室				
	美術工作室						美術工作室				
	プレイルーム						プレイルーム				

に

改め、同様式を同様式その1とし、同様式に次のように加える。

その2

金沢市中央公民館使用承認変更（取消し）申請書（松声庵用）

年 月 日

（あて先）金沢市教育委員会

申請者 住 所

団体名

氏 名

松声庵の使用について、次のとおり 変更したい 取り消したい ので、申請します。

行 事 の 名 称		内 容			
承 認 事 項		変 更 事 項			
使用の日時	年 月 日 時 分～時 分	使用の日時	年 月 日 時 分～時 分		
使 用 施 設	使用時間区分		使 用 施 設	使用時間区分	
	午 前	午 後		午 前	午 後
全	室		全	室	
区分して 使用する 場合	茶 室		区分して 使用する 場合	茶 室	
	第1和室			第1和室	
	第2和室			第2和室	
	第3和室			第3和室	
使 用 料		※ 使 用 料			
理 由					

（金沢市中央公民館規則の一部改正）

第3条 金沢市中央公民館規則（昭和45年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を次のように改める。

ただし、松声庵にあつては、午前9時から午後5時までとする。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

第4条ただし書を次のように改める。

ただし、松声庵にあっては、第2号に掲げる日に限る。

第4条第2号中「(前号に掲げる日を除く。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

第6条 金沢市公民館設置条例(昭和24年条例第408号。以下「条例」という。)第14条第4項の規定による申出(松声庵に係る申出に限る。)は、教育委員会が別に定める期間内に、松声庵指定管理者指定申出書(別記様式)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第14条第4項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 松声庵の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

附則の次に次の様式を加える。

別記様式(第6条関係)

松声庵指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市教育委員会

申出者 所在地
団体名
代表者氏名

⑩

松声庵の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 松声庵の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

(金沢市長町研修館条例施行規則の廃止)

第4条 金沢市長町研修館条例施行規則(平成元年教育委員会規則第2号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第4条の規定による廃止前の金沢市長町研修館条例施行規則第6条の2第2項の規定により登録を受けている者は、第2条の規定による改正後の金沢市中央公民館使用料条例施行規則第2条の3第2項の規定により登録を受けた者とみなす。

教育委員会訓令甲

●金沢市教育委員会訓令甲第1号

教 育 委 員 会

教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程（昭和48年教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

平成19年9月28日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

別表中「、長町研修館」を削る。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

公営企業管理規程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年9月28日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第14号

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程（平成13年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表経営企画部の項中「熱量変更支援室」を削り、

「		8 熱量変更に関する事項		
		9 他部の所管に属しない事項		を
」				

「		8 他部の所管に属しない事項		
				に
」				

改める。

第3条の表企業総務課の項中

「		9 排水設備工事業者に関する事項		
	熱量変更支援室	1 熱量変更共同化事業に関する事項		を
		2 金沢部品センターの管理運営に関する事項		」

「		9 排水設備工事業者に関する事項		
				に
」				

改める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 金沢市企業局事務決裁規程（昭和39年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。
別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「、熱量変更支援室長」を削る。
- 3 企業職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。
別表第2変則勤務手当の項中

「		勤務1回につき		
	上水・発電課(発電管理センターを除く。)において 勤務に従事する者で、深夜勤務に従事したもの	1,650円		を
	熱量変更支援室において勤務に従事する者で、深 夜勤務に従事したもの	勤務1回につき 6,100円		」

上水・発電課(発電管理センターを除く。)において 勤務に従事する者で、深夜勤務に従事したもの	勤務1回につき 1,650円	に
---	-------------------	---

改める。

- 4 金沢市企業局職員被服貸与規程（昭和63年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。
別表熱量変更支援室の欄を削る。

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年9月28日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第15号

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市企業局職員就業規則（昭和32年公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第32条の2第1項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同項第2号中「部分休業をし」を「職員が部分休業により養育し」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

別表第1熱量変更支援室に勤務する職員の項を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成19年11月1日から施行する。

金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年9月28日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第16号

金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則の一部を改正する規程

金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則（昭和47年公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

勤務箇所	区 分	就業時間	休憩時間
企業局本局及び南部 維持管理センター	月曜日から金曜日まで	午前9時から午後5時45分ま で	午後零時15分から午後1時ま で
金沢市役所本庁	月曜日から金曜日まで	午前9時から午後6時まで	正午から午後1時まで

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

平成19年(2007年)9月28日 印刷	発行人	金 沢 市
平成19年(2007年)9月28日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市黒田1丁目65番地 カネモト印刷(株)